

第四百四十回国 参議院法務委員会會議録第六号

平成九年四月二十三日(水曜日)  
午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

照屋 寛徳君

補欠選任

志苦 裕君

三月二十八日

辞任

志苦 裕君

補欠選任

照屋 寛徳君

三月三十一日

辞任

照屋 寛徳君

補欠選任

志苦 裕君

四月一日

辞任

志苦 裕君

補欠選任

照屋 寛徳君

四月七日

辞任

中原 爽君

補欠選任

大島 慶久君

四月八日

辞任

大島 慶久君

補欠選任

中原 爽君

出席者は左のとおり。

委員長

統 訓弘君

理事

岡部 三郎君

久世 公義君

浜四津敏子君

橋本 敦君

遠藤 要君

岡 利定君

志村 哲良君

下稲葉耕吉君

委員

本日の會議に付した案件  
○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(統訓弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。松浦法務大臣。

○國務大臣(松浦功君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

最近、近隣諸国から船舶を利用した集団密航事件が激増しております。このような事件の背景と

中原 爽君  
服部三男雄君  
林田悠紀夫君  
大森 礼子君  
山崎 順子君  
及川 一夫君  
照屋 寛徳君  
伊藤 基隆君  
菅野 久光君  
松浦 功君  
法務大臣  
法務政務次官  
法務大臣官房長  
法務省入国管理局長  
伊集院明夫君  
事務局側  
常任委員会専門員  
吉岡 恒男君

いたしまして、密航者を我が国に運んでくることをビジネスとする内外の犯罪組織がこの種の事件に關与して巨額の不法利益を得ていることが指摘されており、これが集団密航事件をますます助長することになっていと思われまます。このような状況を放置いたしますと、出入国管理秩序が根底から崩壊し、我が国社会の平穩が大きく脅かされることにもなりかねないと考えております。ところで、現在、このような密航者を我が国に運んでくる行為、あるいは我が国においてこのように入国や不法上陸の幫助罪等で対応しては、不法入国や不法上陸の幫助罪または不法上陸幫助罪については、刑の上限が懲役一年六月にすぎず、最近の実情にかんがみますと、刑が軽きに失すると思われまます。また、これらの密航者の中には旅券等を所持する者もありまますが、現行法では、これらの者がたとえ本邦領域内に入つたとしても、上陸するまでの間は処罰することも退去強制することもできず、有効な対応が困難でありまました。この法律案は、以上に述べた出入国管理をめぐる最近の状況に的確に対応するため、密航を助長・援助する者及び密航者自身に厳しく対処することができるよう、出入国管理及び難民認定法の一部を改正することを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、集団密航に係る罪を新設することでありまます。その第一点は、集団密航者を本邦に入らせ、または上陸させた者を五年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処することとするものであります。その第二点は、集団密航者を本邦に向けて輸送し、または本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者を三年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処することとするものであります。その第三点は、集団密航者を本邦に入らせ、または上陸させる罪を犯した者からその上陸させた外国人を収受し、またはその収受した外国人を輸送し、蔵匿し、もしくは隠匿させた者を五年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処することとするものであります。

第二は、その他の関連規定の整備を図ることでありまます。その第一点は、上陸の許可等を受けないうで本邦に上陸しようとする外国人については、その者が有効な旅券等を所持する場合であっても不法入国罪で処罰することともに、退去強制の対象とすることとするものであります。その第二点は、営利の目的等で不法入国または不法上陸を容易にした者を三年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処することとするものであります。その第三点は、退去強制を免れさせる目的で、不法入国者または不法上陸者を蔵匿し、または隠匿させた者を三年以下の懲役または百万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、五年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処することとするものであります。その第四点は、集団密航に係る罪に使用された船舶や車両等を必要の没収の対象とすることとするものであります。その第五点は、集団密航に係る罪により刑に処せられた外国人を退去強制の対象とすることとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(統訓弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十時五十分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、養育費支払制度等の創設に関する請願(第六〇〇号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第六一八号)(第六二六号)(第六三三三号)

一、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願(第六三五五号)  
一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第六四〇号)

第六〇〇号 平成九年三月十四日受理

養育費支払制度等の創設に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町ウトロ二ノ六八 相川節子 外五名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第六一八号 平成九年三月十七日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(二通)

請願者 東京都東村山市久米川町五ノ二九ノ一ノ二〇一 中山佳代子 外二百五十五名

紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六二六号 平成九年三月十八日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(二通)

請願者 東京都多摩市諏訪四ノ二ノ一一ノ四〇四 吉田ティ子 外二百三十八名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六三三三号 平成九年三月十九日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ二三ノ二五 堀口潤子 外百名

紹介議員 大野つや子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六三五五号 平成九年三月十九日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 福岡県前原市多久六三九ノ一田中加津子 外九十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第六四〇号 平成九年三月十九日受理

子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 東京都立川市一番町六ノ一七ノ一二六 塚本秀男 外九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願(第六四四号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第六四七号)(第六五一号)(第六五四号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第六五五号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第六五八号)(第六六〇号)

一、五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願(第六六三三号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第六六五号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第六六六号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第六六七号)(第六七五号)(第六八二号)

一、五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願(第六八四号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第六九八号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第七〇一号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七〇二号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第七〇三号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第七三三三号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第七三四号)(第七四六号)

第六四四号 平成九年三月二十一日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 北九州市八幡東区天神町二ノ四一ノ一八 今井義治 外九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第六四七号 平成九年三月二十一日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 神奈川県相模原市東林間一ノ六ノ一八 市川邦雄 外百名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六五一号 平成九年三月二十一日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 東京都八王子市寺田町八三一 澤田祥子 外百二十二名

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六五四号 平成九年三月二十一日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 東京都町田市玉川学園七ノ二七ノ一〇 成井幸子 外百二十四名

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六五五号 平成九年三月二十一日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神奈川県大和市南林間二ノ一九ノ一〇 コンフォート南林間三〇三 芦村しのぶ 外九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第六五八号 平成九年三月二十一日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町三ノ八ノ一〇 小泉美穂 外百名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六六〇号 平成九年三月二十一日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 静岡県清水市草薙杉道一ノ九ノ四 八 伊藤真智子 外百二十名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六六三号 平成九年三月二十四日受理  
五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願  
請願者 東京都保谷市柳沢三ノ六ノ二九白  
梅ハイツ一〇一 片岡陽子 外七  
十二名

紹介議員 荒木 清寛君  
裁判上の離婚原因に「五年以上、共同生活をしていないとき」(別居条項)や「その他婚姻関係が回復の見込みがない程度に破綻(はたん)しているとき」(破綻条項)を加え、裁量棄却条項を廃止して苛酷(かこく)条項を設け、破綻主義を徹底する内容の民法改正案が提出されようとしている。この改正が行われた場合、有責配偶者(例えば、愛人ができたので妻子を捨てて別居したり、妻を追いつたりした夫)も五年間別居さえすれば、相手と離婚に反対しても離婚判決が下されることになる。離婚請求者が「破綻」について専ら責任があつても、別居中の婚姻費用を支払わなくても、未成年の子がいる場合でも、一律に「破綻」したものとみなされ、形式的・画一的に処理されてしまう。また、有責配偶者も婚姻関係が回復し難い程度に破綻していると認められれば、別居期間が五年未満の場合でも判決で離婚が認められることになる。苛酷条項が適用されるのは例外的な場合だけで、よほどの事情がなければ、離婚は認められず、この法改正は協議離婚・調停離婚の解決にも深刻な影響を与え、経済的に弱い立場の妻(あるいは夫)が現在よりも不利な離婚を押し付けられる危険性が目に見えている。財産分与の二分の一の推定規定の新設等では、離婚を強制される側の経済的保障として不十分である。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、裁判上の離婚原因(民法第七百七十条第一項)は、現行法を改正する必要はないので、裁判上の離婚原因について破綻主義の観点から行うすべての改正を行わないこと。

第六六五号 平成九年三月二十四日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願  
請願者 東京都世田谷区桜新町一ノ二七ノ七 吉井田聡美 外百四十四名  
紹介議員 和田 洋子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六六六号 平成九年三月二十四日受理  
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願  
請願者 東京都小金井市東町三ノ一五ノ一 六 本間秀明 外九名  
紹介議員 照屋 寛徳君  
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第六六七号 平成九年三月二十四日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願  
請願者 横浜市内南区平楽一四八ノ三ノ四三 二 折原寿美子 外百三十一名  
紹介議員 清水嘉子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六七五号 平成九年三月二十五日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願  
請願者 東京都足立区小台二ノ一二ノ六 中原眞澄 外百名  
紹介議員 畑 恵君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六八二号 平成九年三月二十五日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願  
請願者 東京都新宿区中落合三ノ一五ノ一 五ノ七〇二 口原恵美子 外百名  
紹介議員 南野知恵子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第六八四号 平成九年三月二十五日受理  
五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願  
請願者 東京都町田市金森八二〇ノ四ノ一 〇五 佐藤勲 外百三名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第六九八号 平成九年三月二十五日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願  
請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷北三ノ七ノ一ノ一〇二 紺野かおり 外百名  
紹介議員 川橋 幸子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第七〇一号 平成九年三月二十六日受理  
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願  
請願者 横浜市中区本郷町二ノ六〇ノ五 大堀淳子 外十五名  
紹介議員 千葉 景子君  
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第七〇二号 平成九年三月二十六日受理  
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 横浜市瀬谷区北新二ノ五山五荘 六 加藤春代 外十名  
紹介議員 千葉 景子君  
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七〇三号 平成九年三月二十六日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願  
請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ三ノ一 八ノ二五 岩田澄江 外四十三名  
紹介議員 千葉 景子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第七三三号 平成九年三月二十七日受理  
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願  
請願者 東京都世田谷区北鳥山一ノ四九ノ二 二一 平田泉 外四名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第七三四号 平成九年三月二十七日受理  
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 東京都目黒区上目黒四ノ六ノ一三 東條利一 外四名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第七四六号 平成九年三月二十七日受理  
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 川崎市幸区戸手本町二ノ三八九ノ四 小堀敏幸 外四名  
紹介議員 田村 公平君  
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。  
一、五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願(第七七七号)  
一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第八二三号)  
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八一四号)(第八三〇号)  
一、五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願(第八四三号)  
一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七二号)(第八七三三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)  
一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第八八〇号)  
一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

(第八九四号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第八九六号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(第八九八号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九一六号)(第九二四号)(第九三二号)

第七七七号 平成九年三月二十八日受理  
五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願

請願者 名古屋市中区金田町二ノ三 林好則 外七十九名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第八一三号 平成九年三月三十一日受理  
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 東京都調布市富士見町二ノ一三ノ五ノ八ノ八〇二 栗山れい子 外九名  
紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第八一四号 平成九年三月三十一日受理  
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市泉区緑園四ノ三ノ一ノ八ノ一、〇〇六 奥田裕子 外九名  
紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第八三〇号 平成九年四月一日受理  
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府箕面市新橋三ノ一ノ三四ノ二〇五 川上立 外三名  
紹介議員 西川 潔君  
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第八四三号 平成九年四月一日受理

五年別居条項等を導入する民法改悪反対に関する請願

請願者 名古屋市中区大須三ノ二九ノ三三 田澤益子 外七十九名  
紹介議員 栗原 君子君  
この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第八六六号 平成九年四月三日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 埼玉県比企郡嵐山町菅谷六二ノ七 吉岡秀雄 外三十二名  
紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八六七号 平成九年四月三日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 奈良市山陵町三七三ノ二五 森茂 外三十二名  
紹介議員 照屋 寛徳君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八六八号 平成九年四月三日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 千葉県松戸市松台五七六ノ三 磯部友子 外三十三名  
紹介議員 大脇 雅子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八六九号 平成九年四月三日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 山梨県甲府市上石田二ノ二四ノ八 大木和子 外三十九名  
紹介議員 浜四津敏子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八七二号 平成九年四月三日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 埼玉県越谷市谷中町一ノ一二二ノ一ノ三一二 大城晃二 外三十三名

紹介議員 山崎 順子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八七三号 平成九年四月三日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 愛知県豊田市平戸橋町石平八三ノ六 森あき 外三十二名  
紹介議員 阿部 幸代君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八七四号 平成九年四月三日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 福岡県大牟田市宝坂町一ノ九ノ六 竹中真知子 外三十四名  
紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八七五号 平成九年四月四日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市手広七八〇ノ二七 木村收夫 外三十三名  
紹介議員 石田 美栄君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八七六号 平成九年四月四日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上倉田町一、五七七ノ八二 鈴木弘子 外三十三名  
紹介議員 笹野 貞子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八八〇号 平成九年四月四日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 東京都板橋区成増二ノ三七ノ二ノ四一〇 柳原さつき 外百四十四名  
紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第八九四号 平成九年四月四日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 神戸市中央区熊内町一ノ八ノ一二ノ四一二 森本和子 外三十三名  
紹介議員 林 久美子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第八九六号 平成九年四月七日受理  
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願

請願者 東京都板橋区中台三ノ二七ノDノ二〇三 松下起子 外百五十名  
紹介議員 橋本 聖子君  
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第八九八号 平成九年四月七日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 京都府福知山市岡ノ三三 細見美幸 外三十一名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第九〇四号 平成九年四月七日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 横浜市神奈川区蒲島丘四ノ一二ノ一一五 寺田倫久 外三十二名  
紹介議員 川橋 幸子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第九〇五号 平成九年四月七日受理  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 熊本市清水万石五ノ一五ノ二八 大迫多恵子 外三十三名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第九一六号 平成九年四月八日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 名古屋南区明町三四 平田和代 外三十三名

紹介議員 末広真樹子君  
この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第九二四号 平成九年四月九日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 千葉県松戸市馬橋三、一七六ノ七 梅田浩 外三十三名

紹介議員 西川 玲子君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第九三二号 平成九年四月九日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市清水町四二ノ五 谷三穂子 外三十二名

紹介議員 荻野 茂君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案  
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。

一 有効な旅券を所持しない者（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）

二 入国審査官から上陸許可の証印又は上陸の許可（以下「上陸の許可等」という。）を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号

に掲げる者を除く。）

第二十四条第四号ハ、ニ及びホを次のように改める。

ハ及びニ 削除

ホ 第七十四条から第七十四条の六まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

第二十四条第四号中「第十四章」を「第二編第十四章」に改め、同号及びヨ中「ヘ」を「ホ」に改める。

第四十六条中「から第三号までの一」を「（第三号第一項第二号に係る部分を除く。）第二号又は第三号」に改める。

第七十条及び第七十一条中「又は三十万円」を「若しくは三十万円」に、「処する」を「処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する」に改める。

第七十二条中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第一項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第二項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第三項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第四項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第五項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第六項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第七項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第八項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第九項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第十項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第十一項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第七十三条の二第十二項中「又は二十万円」を「若しくは二十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

る。

3 前二項の罪（本邦に上陸させる行為に係る部分に限る。）の未遂は、罰する。

第七十四条の次に次の七条を加える。

第七十四条の二 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の三 第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。

第七十四条の四 第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を受入れ、又はその收受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十四条の五 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六 営利の目的で第七十条第一号、第二号又は第三号に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。所持人について効力を有しない旅券若しくは乗員手帳又は旅券若しくは乗員手帳として偽造された文書を提供して、当該行為の実行を容易にした者も、同様とする。

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く）、第七十四条の三並びに前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号から第三号までのいずれかに該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（罰則規定）

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十三条の二から第七十四条の六まで又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十七条中「第七十条第一号」の下に、「第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四」を、「船舶等」の下に「又は車両」を加える。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

者も、同様とする。

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く）、第七十四条の三並びに前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号から第三号までのいずれかに該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（罰則規定）

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十三条の二から第七十四条の六まで又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十七条中「第七十条第一号」の下に、「第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四」を、「船舶等」の下に「又は車両」を加える。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。





平成九年四月二十八日印刷

平成九年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局